



キタケイ・レポート

地域に根ざした住まいづくり・地域住宅産業を支援します。

特集 1：基準法改正シックハウス対策関連

弊社では各地で「基準法改正シックハウス対策」（2 月度より連載）の勉強会を催したところ、いずれも満員になる関心の高さでした。今後は、連載した内容の詳細が確定していない部分があり、5 月の「下記のマニュアル講習会」を待つ事になるでしょう。

目 次

特集 1：基準法改正
「シックハウス対策」続報 2
「シックハウス症候群」とは
連載：バリアフリー（リフォーム）

現時点で、対応すべき要点を簡潔にまとめてみます。

- 1 基準法の改正であり、守らなければ違法建築となる。
- 2 換気設備の義務化（原則）
まず、住宅には 24 時間換気システムを設置すると認識しておきましょう！
- 3 現在使用している内装の仕上げ材が、F（☆いくつ）に相当するか、その使用面積制限がどのくらいかを確認しておきましょう。
- 4 F c 1, F c 2, 無等級の商品（F ☆☆☆＝現行 F c 0 以外の物）については、できるだけ早く、人体に影響の少ない部分で消化しましょう！

詳細等の確認は、下記の講習会に出席される事をお勧め致します。

全国で催されます日程等もご確認下さい。

「建築物のシックハウス対策マニュアル講習会」の受講の申込窓口
(財) 日本建築センター情報事業部 TEL 03-3432-0716
<http://www.bcj.or.jp>

シックハウス症候群とは？

住宅等の中で発生する気化性の化学物質・カビ・ダニ・埃が原因で、体が不調になることを言います。

具体的な症状としては

- ・ 目が痛くなる、目やにが出る、目がチカチカする
- ・ 鼻がむずむずする、鼻水が出る、くしゃみがでる、鼻の奥がひりひりする
- ・ 頭痛・頭重
- ・ 集中力の低下、物忘れがひどくなる、脱力感、冷え性、倦怠感
- ・ 気分が悪くなる、吐き気がする
- ・ 体がだるい、イライラする、キレる
- ・ のどがイガイガする、口内炎がしやすい
- ・ じんましんがでる
- ・ 喘息の発作が起こる、痰がからむ
- ・ 食欲不振、腹痛、下痢、便秘
- ・ 肩がこりやすい

* 特に、引越し後・改築・新築後に上記のような症状が出た時は要注意！

原因物質としては

- ・ 家の中の埃（ハウスダスト）
花粉・ダニ・カビ・綿ほこり・フケ・体から出る角質・皮膚等
- ・ 防カビ剤・接着剤・新建材等に含まれるホルムアルデヒド
- ・ 防蟻剤
- ・ 防腐剤
- ・ 塗料に含まれる揮発性溶剤など

人によって、原因物質はまちまちである。

シックハウス症候群・アレルギー性疾患・化学物質過敏症は厳密には区別がある
とされていますが、実態的には、診断段階では区別しにくいものとされています。

よって「NPOシックハウスを考える会」では、

- ・ 医学的診断
- ・ 住宅の揮発性有機化合物濃度測定
- ・ 住宅診断

の3要因から総合的に判断されているとの事です。

また、ある住宅供給者（ビルダー）では、

「全棟ホルムアルデヒド測定を実施してから引き渡している」

ところがすでに出てきました。

連載：バリアフリー工事の進め方（リフォーム編）

<高齢者・身障者向けリフォームの進め方>

顧客との初回面談での対応イメージは、今までの連載で述べてきましたが、今回は具体的なチェックシートを紹介します。このチェックシートは、福祉住環境コーディネーター2級テキストより抜粋したものです。介護保険制度がスタートしてにわかに注目され、広範囲の人達が受験できるこの資格は、介護保険制度などを利用して公的な補助金を各自治体から受ける為の必要書類を作成できるものです。

1月号でも、バリアフリーの連載意図を説明しましたが、高齢化社会へ突入すること、既築のリフォーム市場が増大することは言うまでもありません。これらの対応には、福祉住環境コーディネーターの勉強が抜群の受注力向上につながります。皆様も、この資格を取得する事をお勧め致します。

各自治体の補助金のあらまし

1 住宅改修費用として 20万円

対象工事

- | | |
|---------------------------|------------------|
| * 手すりの取り付け 床段差の解消 | * 洋式便所等への便器の取り替え |
| * 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床在の変更 | * 引き戸寄の扉の変更 |
| * 上記の住宅改修に付帯して必要となる工事 | |

2 福祉用具の貸与 福祉用具の購入などの支援

上記の金額等は、各自治体によって異なります。

私達（工務店様含む）は、この補助金の活用のみはこの資格を取得するのではなく、実際の生活に困られている高齢者・身障者・介護者の負担の軽減を的確に提案できる術を習得して、その方々の自立を促進できる為の住宅改修を目指し、価値ある会社として推進するものであります。

<住環境調査票1>

住環境調査票

調査日 年 月 日

基本事項

記入者

氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	年齢	
住所	〒 —				
電話	—				
主な来訪目的	☐ 1. 建築工事(新築・改築) (概要:)				
	☐ 2. 設備・機器などの導入 (概要:)				
	☐ 3. その他 (概要:)				

身体状況と日常生活動作

身体障害	☐ 1. なし ☐ 2. あり あるときの障害名() 身体障害者手帳の有無 ☐ 有 ☐ 無 あるときの障害等級 級 視覚や聴覚の障害 ()				
健康状態	日常生活への影響 ☐ 1. 良好・問題なし ☐ 2. 生活に影響がある・問題がある 問題があるときの疾病名 () 医師から指示されている生活上の制限 ()				
移動動作	寝た姿勢からの起き上がり	☐ 1. 何も使わずに一人で行える ☐ 2. 道具を使えば一人で行える ☐ 3. 介助が必要			
	いすなどに座っている	☐ 1. 数分間でも1人で座ってられる ☐ 2. 背もたれなどがあれば、数分間1人で座ってられる ☐ 3. 座ってられない			
	いすなどから立つ	☐ 1. 杖などを使わずに立つことができる ☐ 2. 杖を使ったり、つかまるところがあれば立てる ☐ 3. 介助が必要 ☐ 4. 立つことはできない			
	歩行する	☐ 1. 1人で歩ける ☐ 2. 1人で歩けるが、危険がないか見守ってもらう必要がある ☐ 3. 歩行には介助が必要 ☐ 4. 歩行はできない			
	手すりの使用	☐ 1. あり (種類:) ☐ 2. なし			
	杖や歩行器の使用	☐ 1. あり (種類:) ☐ 2. なし			
	超えられる段差 (mm)				
	階段を上がる	☐ 1. 1人で歩ける ☐ 2. 1人で上がれるが、危険がないか見守ってもらう必要がある ☐ 3. 階段歩行には、介助が必要 ☐ 4. 階段歩行はできない			
	手すりの使用	☐ 1. あり (種類:) ☐ 2. なし			
	杖や歩行器の使用	☐ 1. あり (種類:) ☐ 2. なし			
車いす使用 (あるときに記入)	☐ 1. 屋外を自力走行できる ☐ 2. 室内だけなら自力で歩行できる ☐ 3. 移動には、介助が必要				
台などへの乗り移り動作	☐ 1. 1人でできる 乗り移り可能な台の高さ(車イス座面からの高さ) mm ☐ 2. できない				
その他の移動方法 (あるときに記入)	☐ 1. 這って移動 ☐ 2. 座り姿勢のままで移動 ☐ 3. あお向けのままで移動 ☐ 4. その他 ()				

＜住環境調査票2＞

排泄動作	小便	☐ 1. 自立	☐ 2. 見守り
	具体的な方法・機器	☐ 3. 一部介助	☐ 4. 全介助
入浴動作	大便	☐ 1. 自立	☐ 2. 見守り
	具体的な方法・機器	☐ 3. 一部介助	☐ 4. 全介助
更衣動作		☐ 1. 自立	☐ 2. 見守り
	具体的な方法・機器	☐ 3. 一部介助	☐ 4. 全介助
食事動作		☐ 1. 自立	☐ 2. 見守り
	具体的な方法・機器	☐ 3. 一部介助	☐ 4. 全介助
調理動作		☐ 1. 自立	☐ 2. 見守り
	具体的な方法・機器	☐ 3. 一部介助	☐ 4. 必要がない、しない

家族狀況

続柄	年齢	学校・職業	備考(介助)	続柄	年齢	学校・職業	備考(介助)

主な介助者となる者に◎印、補助的な介助者となる者に○印をそれぞれつける

住宅狀況

所有形態	☐ 1. 持ち家 ☐ 2. 民間賃貸 ☐ 3. 民間借間 ☐ 4. 公営住宅 ☐ 5. 公社・公団住宅 ☐ 6. 給与住宅
建築形態	☐ 1. 一戸建て ☐ 2. 集合住宅
建築概要	主要構造 ☐ 1. 木造 ☐ 2. 鉄筋コンクリート造、鉄骨・鉄筋コンクリート造 ☐ 3. 鉄骨造 ☐ 4. その他 ()

住環境整備(改造)希望場所と内容

浴室	内容	☐ 手すり ☐ すのこ ☐ 移動台 ☐ 給湯器の交換・シャワー取り付け ☐ 位置交換 ☐ 出入口の段差の解消 ☐ 洗い場(かさ上げ、つくりかえ) ☐ 浴槽(取り替え、移動、位置変更) ☐ その他
トイレ	内容	☐ 手すり ☐ 敷居段差の解消 ☐ 便座(便座補高、便座交換) ☐ 温水洗浄便座 ☐ 便器(移動、向き変更、便器交換、高さ調整) ☐ トイレの改修(拡大、新設) ☐ その他